

日看協発第 41 号  
令和 3 年 4 月 16 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



新型コロナウイルスワクチン接種について  
保険医療機関からの看護師派遣要請への対応のお願い

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る接種について、全国民を対象に都道府県及び市区町村において順次実施されており、このために看護職が必要とされ、市区町村より各保険医療機関等に看護師の派遣要請が出され、その派遣についてご検討されている保健医療機関もあるのではないかと存じます。

一方で、保険医療機関においては、派遣要請に応じることで診療報酬上の要件を満たさなくなるのではないかと躊躇されることがあるかと思いますが、市区町村の要請により保険医療機関から看護師を派遣した場合も、令和2年8月31日に発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準の臨時的な取り扱い（その26）」（別紙1）に該当することが、令和3年3月22日発出の事務連絡、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その38）」（別紙2）で発出されています。

保険医療機関へ看護師の派遣要請がありました際には、調整可能な範囲で看護師の派遣要請にご協力いただけますよう会員施設等への周知についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、標記について、本会会長から認定看護管理者会会長あてに「新型コロナウイルスワクチン接種について保険医療機関からの看護師派遣要請への対応のお願い」（別紙3）を送付しております。

資料 :

○令和2年8月31日 事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）

○令和3年3月22日 事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）

○令和3年4月16日付日看協第41号の2

「新型コロナウイルスワクチン接種について保険医療機関からの看護師派遣要請への対応のお願い」

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会

〒150-0001東京都渋谷区神宮前 5-8-2

健康政策部保健師課（担当：阿部、沼田）

TEL：03-5778-8844 / fax:03-5778-8478

E-mail：[hokenshi@nurse.or.jp](mailto:hokenshi@nurse.or.jp)

事務連絡  
令和2年8月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえた臨時的な診療報酬の取扱い等については、下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図らねたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準に係る臨時的な取扱い（以下単に「臨時的な取扱い」という。）については、これまで、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「2月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉士施設等の対応について」（令和2年2月28日厚生労働省保険局ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その8）」（令和2年4月3日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その11）」（令和2年4月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月14日事務連絡」という。）において示してきたところであるが、今般、これまでに示した臨時的な取扱いについて、次の（1）のとおり整理するとともに、当該臨時的な取扱いの対象となる保険医療機関等については、（2）のとおりとする。

（1）これまでに示した臨時的な取扱いについて

これまでに示した主な臨時的な取扱いは、以下のとおり。なお、それぞれの詳細については、これまでの事務連絡の内容を参照されたい。

- ① 定数超過入院について、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成 18 年 3 月 23 日保医発 0323003 号）の第 1 の 2 の減額措置は適用しないこと。（2 月 14 日事務連絡 1（1））
- ② 月平均夜勤時間数について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、当分の間、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。）の第 3 の 1（1）の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。こと。（2 月 14 日事務連絡 2（1））
- ③ 1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、基本診療料の施設基準等通知の第 3 の 1（3）及び（4）の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。こと。（2 月 14 日事務連絡 2（2））
- ④ D P C 対象病院について、「D P C 制度への参加等の手続きについて」（令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 6 号）の第 1 の 4（2）②に規定する「D P C 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよい。（2 月 14 日事務連絡 2（3））
- ⑤ 平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率及び医療区分 2 又は 3 の患者割合等の要件について、基本診療料の施設基準等通知における当該要件を満たさなくなった場合においても、直ちに施設基準の変更の届出を行わなくてもよい。（4 月 14 日事務連絡別添問 7）

## （2） 臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等

- ① （1）で示した臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等については、（以下「対象医療機関等」という。）以下ア～エのとおりとする。
  - ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等
  - イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
  - ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
  - エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

※ ア～エに該当する保険医療機関等については、それぞれ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた病棟、他の保険医療機関等に職員を派遣した病棟、学校等の臨時休業に伴い職員の勤務が困難となった病棟、感染し又は濃厚接触者となり出勤できない職員が在籍する病棟以外の病棟においても、同様の取扱いとする。なお、ア～エに該当する期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。
- ② ただし、緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特措法（平成 24 年法律第 31

号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行われる、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言をいう。以下同じ。) において緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域にかかわらず、全ての保険医療機関等について、当該臨時的な取扱いの対象とすることとする。なお、緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

③ 訪問看護ステーションについても、前記①及び②と同様の取扱いとする。

2. 患者及び利用者の診療実績等に係る要件の取扱いについて

上記 1 (1)⑤で示した平均在院日数等の一定期間の実績を求める要件について、4 月 14 日事務連絡で示した内容のほか、以下の取扱いとする。

(1) 対象医療機関等に該当する場合は、手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件について、基本診療料の施設基準等通知、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号) 及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) における当該要件を満たさなくなった場合においても、直ちに施設基準及び届出基準の変更の届出を行わなくてもよいものとする。

(2) 対象医療機関等に該当しなくなった後の取扱いは、以下①又は②のいずれかとしても差し支えないものとする。

① 対象医療機関等に該当する期間については、実績を求める対象とする期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象とする期間とする。

例:ある年の 4 月から 6 月までの間に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関における、当該年 10 月時点での「直近 1 年間の実績」を求める対象とする期間

前年						当該年								
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
●	●	●	○	○	○	○	○	○	★	★	★	○	○	○

○: 通常の取扱いのとおり、実績を求める対象とする月

★: 対象医療機関等に該当するため、実績を求める対象としない月

●: 臨時的な取扱いとして実績期間から控除した月(★)の代用として、実績を求める対象とする月

② 対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いる。

例:ある年の 4 月から 6 月までの間に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関における、当該年 10 月時点での「直近 1 年間の実績」を求める対

象とする期間

前年			当該年								
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
○	○	○	○	○	○	■	■	■	○	○	○

○：通常の取扱いのとおり、実績を求める対象とする月

■：対象医療機関等に該当するため、○の平均値を代用する月

3. その他の診療報酬の取扱いについて  
別添のとおりとする。

以上

(別添)

問1 「DPC制度への参加等の手続きについて」(令和2年3月27日保医発0327第6号)の第1の1(2)④に規定する(データ/病床)比及びDPC対象病院の機能評価係数Ⅱにおける診療実績に基づく指数(効率性指数、複雑性指数、カバー率指数、救急医療指数、地域医療指数)の取扱いはどのようになるか。

(答) (データ/病床)比及び機能評価係数Ⅱにおける診療実績に基づく指数は、

- ・対象医療機関等に該当する期間を、実績を求める期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める期間とすることにより算出した場合
- ・対象医療機関等に該当する期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いて算出した場合及び通常と同様の取扱いをした場合を比較して最も高い値を用いる。

問2 特定薬剤管理指導加算2について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年9月30日までに保険薬局と連携している保険医療機関において、抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会が実施されず、当該保険薬局の薬剤師が参加できない場合、保険医療機関において当該研修の実施が予定され、かつ、当該保険薬局の薬剤師が参加予定であれば、届出は可能か。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時・特例的な措置として、令和3年3月31日までに保険医療機関において抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会が実施される予定であって、当該研修会に保険薬局の常勤の薬剤師が参加予定であり、特定薬剤管理指導加算2のその他の要件を満たしていれば、届出は可能である。この場合において、当該加算の届出には、当該研修会の実施予定が分かる資料(開催案内のホームページ・メール等)の写しを添付すること。

なお、経過措置により当該研修に係る要件を満たしているものとして特定薬剤管理指導加算2の届出を行っており、9月30日までに研修に参加できず要件を満たせなかった場合は、届出辞退を行った上で、研修予定が決まり次第、上記のとおり、再度届出が可能である。

問3 連携充実加算について、「当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施すること。」とされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面で実施することが困難な場合について、情報通信機器を用いて研修会を実施してもよいか。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いて研修会を開催しても差し支えないものとする。

問4 特定薬剤管理指導加算2の施設基準の要件における「保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会」について、保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該研修会を対面で実施することが困難であることから、情報通信機器を用いて実施された場合であっても当該研修会に該当するか。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いて実施された研修会であれば、該当する。

事務連絡  
令和3年3月22日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等について、それぞれ、令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」1.(2)①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

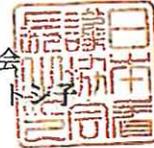
(答) よい。



日看協発第41号の2  
令和3年4月16日

認定看護管理者会  
会長 佐藤 美子 様

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



新型コロナウイルスワクチン接種について  
保険医療機関からの看護師派遣要請への対応のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症蔓延、特に変異株の出現により、感染者数は増加の一途をたどり、入院対応、病床管理など大変なことと存じます。看護管理者の皆様への対応に感謝申し上げます。

さてそのような状況の中、現在新型コロナウイルスのワクチン接種のため、市町村より各保険医療機関等に看護師の派遣要請が出されています。

一方で、派遣要請に応じることで診療報酬上の要件を満たさなくなるのではないかと躊躇されることがあるかと思いますが、市町村の要請により保険医療機関から看護師を派遣した場合、令和2年8月31日に発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準の臨時的な取り扱い（その26）」（別紙1）に該当することが、令和3年3月22日発出の事務連絡、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その38）」（別紙2）で発出されています。

保健医療機関へ看護師の派遣要請がありました際には、調整可能な範囲で看護師の派遣要請にご協力いただけますよう、保健医療機関の認定看護管理者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

先の見えない状況ではありますが、日本看護協会も様々な角度から看護職の皆様が安全に看護に従事できるよう支援してまいります。

資料：

○令和2年8月31日 事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）

○令和3年3月22日 事務連絡

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会

〒150-0001東京都渋谷区神宮前5-8-2

医療政策部医療制度課（担当：岩澤、後藤）

TEL: 03-5778-8804 FAX: 03-5778-5602

E-mail: iryoseido@nurse.or.jp